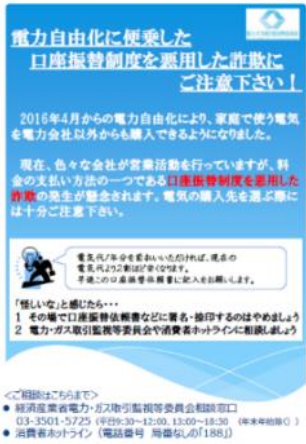


◆ 電力の小売全面自由化に便乗した詐欺などにご注意ください！



本年4月1日から電力の小売全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が開始されています。新たな制度が開始される際には、それに乗じた詐欺行為が発生する事案もあったことから、[経済産業省電力・ガス取引監視等委員会](#)は、電力自由化に便乗し口座振替制度を悪用した詐欺に対する注意喚起をしています。（左の画像をクリックすると大きく表示されます）

大阪市消費者センターにも、電力の小売全面自由化に便乗した訪問販売に関する相談が寄せられています。

訪問してきた事業者が「この地域の電力はケーブル会社が電気を供給することになった」と言われ、信用して電話とネット、テレビの契約をしたところ、衛星放送が録画できなくなった。録画できなくなる説明もなかったので解約したいとのこと。この相談については、勧誘時のセールストークに問題があるので、契約の取り消しを書面で申し出るよう助言した結果、無条件で契約を取り消すことができました。

消費者が契約先を変更しない限り、勝手に変更されることはありません。電力会社を変更する際は、契約内容を十分確認してから契約するようにしましょう。電気の小売供給契約を締結するにあたり、不審なことなどがあれば、[経済産業省電力・ガス取引監視等委員会（相談窓口）](#)または大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆ こんな情報提供も寄せられました！



「学校周辺で悪質商法が行われている。無料の物を配り、おばあちゃんやおじいちゃんしか入店させず、入ると長時間出てこない。先生から以前聞いた悪質商法ではないか」と生徒から通報があったと教員から情報提供がありました。

高齢者の場合、被害にあっていないことに気付いていない場合や、誰にも相談したくないといった特徴がありますので、皆さんのまわりで、変わったことや気付いたことがあれば、すぐに大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆ 大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

● [消費生活相談専用電話：6614-0999](tel:6614-0999)

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

